

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5月16日
【会社名】	株式会社ミクシィ
【英訳名】	mixi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笠原 健治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目 2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー
【電話番号】	(0 3) 5 7 3 8 - 5 9 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 荻野 泰弘
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目 2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー
【電話番号】	(0 3) 5 7 3 8 - 5 9 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 荻野 泰弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、平成25年7月1日を効力発生日として、インターネット広告事業を分割し、新設する株式会社ミクシィマーケティングに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 新設分割の目的

広告事業をより一層発展させるためには、マーケットの変化に柔軟に対応できる体制等を実現することが必要であると考え、本分割を実施いたします。今後、新設会社が当該事業に注力することで、ミクシィグループ全体としての事業価値の最大化を実現させてまいります。

(2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、株式会社ミクシィマーケティングを新設会社とする新設分割（簡易分割）とします。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認を得ずに行います。

(3) 分割に係る割当ての内容

新設会社は、本会社分割に際し、普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

(4) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、事業内容、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額

商号	株式会社ミクシィマーケティング
事業内容	インターネット広告事業
本店所在地	東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワー
代表者の氏名	代表取締役 辻 正隆
資本金	100百万円（予定）
純資産	391百万円（予定）
総資産	391百万円（予定）

会社分割計画書

株式会社ミクシィ（以下、「当社」という。）は、新たに設立する株式会社ミクシィマーケティング（以下、「新設会社」という。）に、当社のインターネット広告事業（インターネット広告に関する企画、制作、および広告代理に関する事業ならびにインターネット広告に関するソフトウェア（Demand-Side Platform事業（以下、「DSP事業」という。）に関するものに限る。）の企画、設計、開発、使用許諾、および販売に関する事業をいい、以下、「本件事業」という。）に係る当社の資産、債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務（以下、「本件事業に係る権利義務」と総称する。）を承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うにあたり、次のとおり分割計画書（以下、「本分割計画書」という。）を作成する。

（新設会社の定款記載事項）

第1条 新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙「定款 株式会社ミクシィマーケティング」に記載のとおりとする。なお、本店の所在場所は、東京都渋谷区東一丁目2番20号 住友不動産渋谷ファーストタワーとする。

（新設会社の設立時役員等）

第2条 新設会社の設立時取締役および設立時監査役は、次のとおりとする。

(1) 取締役

辻 正隆
朝倉 祐介
松岡 剛志

(2) 監査役

荻野 泰弘

（承継する資産等）

第3条 新設会社が当社から承継する本件事業に係る権利義務は、「別紙 権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本件事業に係る債務として本件分割により新設会社に承継される債務（以下、「承継対象債務」という。）について、当社はこれを重畳的に引き受けるものとし、当社が承継対象債務について、履行その他の負担を行ったときは、新設会社に対してその負担額全額について求償することができるものとする。

2 前項に従い新設会社が承継する本件事業に係る権利義務について、登記、登録または通知等の手続が必要となる事項については、当社および新設会社が協力してその手続を行うものとする。なお、その費用は当社の負担とする。

（本件分割に際して交付する株式）

第4条 新設会社は、本件分割に際して、当社に対し、新設会社の普通株式2,000株を交付する。

（新設会社の資本金および準備金等）

第5条 新設会社の資本金、資本準備金および資本剰余金は、次のとおりとする。

(1) 資本金 100,000,000円

(2) 資本準備金 0円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から(1)および(2)の合計額を減じた額

（新設会社の成立日）

第6条 新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「新設会社の成立の日」という。）は、平成25年7月1日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要が生じた場合には、これを変更することができる。

（公租公課等の負担）

第7条 新設会社が当社から承継する本件事業に係る権利義務に対する公租公課および保険料等は、新設会社の成立の日の前日までは当社が、新設会社の成立の日以後は新設会社が、それぞれ日割計算により負担する。

(競業禁止義務)

第 8 条 当社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第 1 項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

(条件の変更)

第 9 条 本分割計画書の作成後、新設会社の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、本件事業に係る権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、必要に応じて本分割計画書を変更し、または本件分割を中止することができる。

(株主総会)

第10条 当社は会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく、本件分割を行うものとする。

(規定外事項)

第11条 本分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定するものとする。

以上

平成25年 5 月15日

東京都渋谷区東一丁目 2 番20号
株式会社ミクシィ
代表取締役社長 笠原 健治